

取引相場のない株式の評価の見直し

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

上場企業の株価は景気変動に応じて変動するが、地域や中小企業に波及するまでには時間がかかることを踏まえ、中小企業の株価が著しく変動しないよう、等の観点から取引相場のない株式の評価方法について見直す。

(2)内容及び適用時期

改正の内容及び適用時期は下表の通りである。

なお今般の改正は原則的評価方式により評価する株式に関するものである。したがって、改正の影響を受ける者は同族株主等であり、同族株主等以外の株主には影響がない。また、純資産価額方式についても改正はない。

【改正の内容と適用時期】

改正項目	内容		適用時期	
	改正前	改正後		
会社規模の判定基準 (大会社及び中会社の範囲拡大)	—	大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する	平成29年1月1日以後の相続・遺贈又は贈与	
株式保有特定会社の判定基礎 (株式及び出資の範囲拡大)	株式及び出資	株式及び出資 新株予約権付社債(改正により追加)	平成30年1月1日以後の相続・遺贈又は贈与	
類似業種比準価額	類似業種の株価 (選択肢の拡充)	次のいずれか低い金額 ①課税時期の属する月の株価 ②課税時期の属する月の前月の株価 ③課税時期の属する月の前々月の株価 ④課税時期の前年の平均株価	平成29年1月1日以後の相続・遺贈又は贈与	
	類似業種の比準要素の変更	単体決算を基礎とする		連結決算の会計数値を基礎とする
	比準割合の比重の変更	配当金額:利益金額:簿価純資産価額 =1:3:1 (20%:60%:20%)		配当金額:利益金額:簿価純資産価額 =1:1:1 (33%:33%:33%)

1. 改正のポイント

(3)影響

改正が株価に与える影響は下表の通り。また現在及び将来の株価が変動するため事業承継計画全体へ影響が出る。

【改正が株価に与える影響】

改正内容		影響
会社規模の判定基準 (大会社及び中会社の範囲拡大)		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社規模が大きくなる場合、株価は概ね下がる(類似業種比準価額<純資産価額の場合) ➤ 中会社から大会社になる場合には、「土地保有特定会社」に該当することになる可能性がある ➤ 小会社から中会社又は大会社になる場合には、「土地保有特定会社」に該当するか否かが変わる可能性がある
株式保有特定会社の判定基礎 (株式及び出資の範囲拡大)		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般的な会社の場合、特に影響はない
類似業種 比準価額	類似業種の株価※ (「課税時期の属する月以前2年間の平均株価」を追加)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上場会社の株価が継続して上昇傾向にある業種の会社については、上場会社の株価の上昇による類似業種比準価額への影響を緩和させることが出来る
	類似業種の比準要素の変更※ (単体決算⇒連結決算への変更)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般的には単体決算を反映した類似業種の比準要素よりも連結決算を反映した類似業種の比準要素の方が大きいと考えられ、その場合には類似業種比準価額は概ね下がる
	比準割合の比重変更 (1:3:1⇒1:1:1への変更)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 簿価純資産価額に比して利益が大きい会社は類似業種比準価額が下がる ➤ 簿価純資産価額に比して利益が小さい会社は類似業種比準価額が上がる ➤ 配当金額が大きい会社の場合、類似業種比準価額が上がる ➤ 毎年の純資産の積み上げによる類似業種比準価額の上昇速度が速くなる
—		<p>【子会社等がある会社の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 改正により子会社等の株価も変動するため、親会社の株式保有割合が変わり、「株式保有特定会社」に該当するか否かが変わる可能性がある ➤ 子会社等における毎年の純資産の積み上げによる子会社等の類似業種比準価額の上昇速度が速くなる

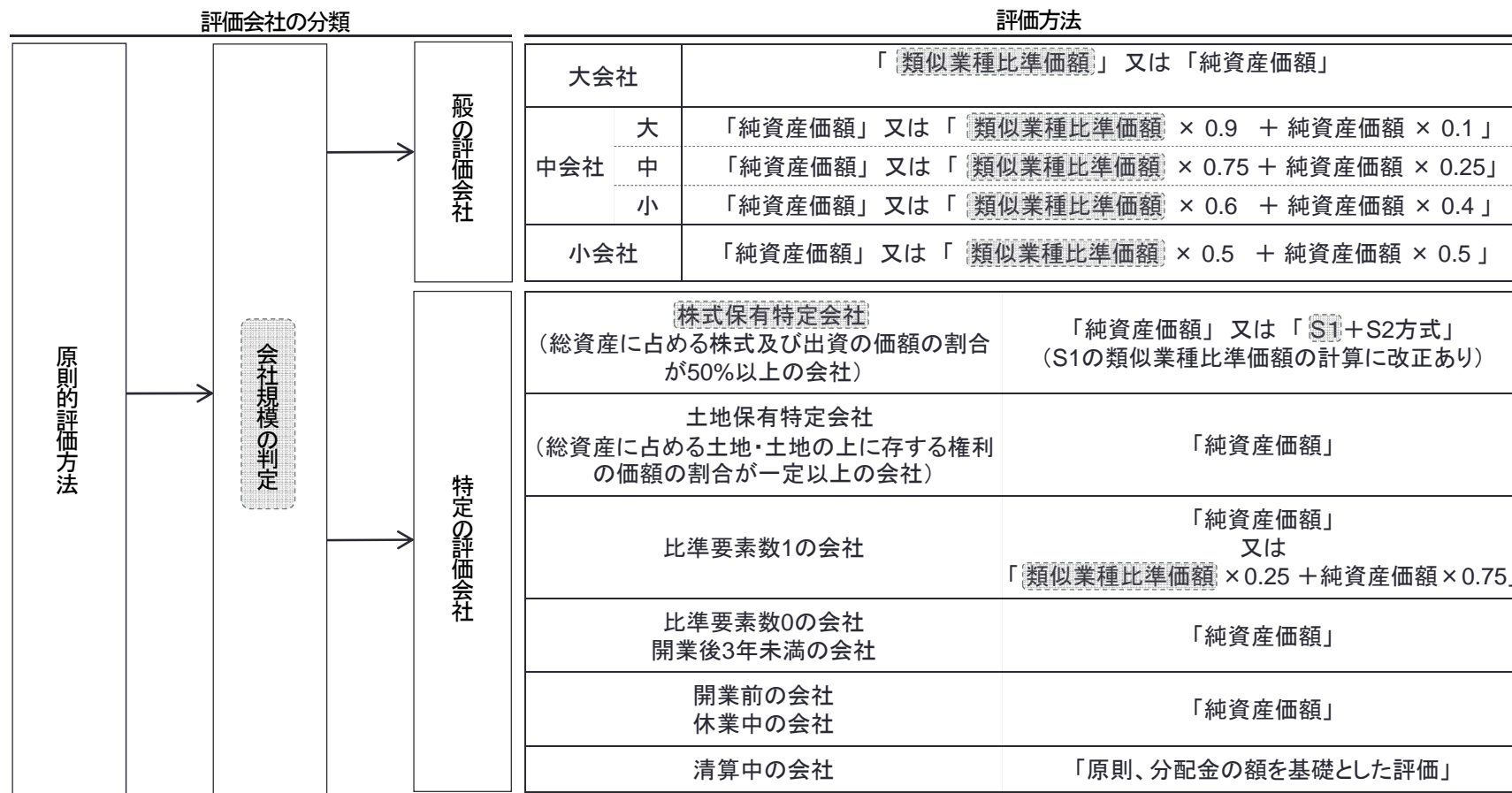
※平成29年に公表される類似業種の株価の基礎となる標本会社(上場会社)は「類似業種の比準要素の変更(単体決算から連結決算への変更)」の改正に伴い大きく見直される可能性があるため、改正による類似業種比準価額への影響を見極めるためには、改正後の類似業種の株価等により検証する必要がある。

2. 改正の趣旨・背景

上場企業の株価は景気変動に応じて変動するが、地域や中小企業に波及するまでには時間がかかることを踏まえ、中小企業の株価が著しく変動しないよう見直す。また、上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動が中小企業の事業承継を阻害することがないよう、等の観点から取引相場のない株式の評価方式について見直す。

3. 取引相場のない株式の評価の流れ(原則的評価方式)

今般の改正は、原則的評価方式により評価する株式に関するものである。したがって、改正の影響を受ける者は同族株主等であり、同族株主等以外の株主には影響がない。また、純資産価額方式についても改正はない。以下、取引相場のない株式の評価について、同族株主等に適用される原則的評価方式の流れを追いつつ、改正のある項目を解説する。なお、類似業種比準価額の部分が今般の改正箇所である。



4. 改正の内容と影響 ～会社規模の判定～

(1)改正前

会社規模は以下の通り判定する。

1. 従業員数が100人以上の会社は全て「大会社」とする。
2. 従業員数が100人未満の会社は、
 - ①取引高基準
 - ②従業員数を加味した総資産基準
 のいずれか大きい方とする(以下の表により判定)。

① 取引高基準

取引金額			会社区分
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社	
80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
80億円未満 ～50億円以上	20億円未満 ～12億円以上	20億円未満 ～14億円以上	中会社の大
50億円未満 ～25億円以上	12億円未満 ～6億円以上	14億円未満 ～7億円以上	中会社の中
25億円未満 ～2億円以上	6億円未満 ～6,000万円以上	7億円未満 ～8,000万円以上	中会社の小
2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

② 従業員数を加味した総資産基準

総資産価額			従業員数			
			99人以下	50人以下	30人以下	5人以下
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社	50人超	30人超	5人超	
20億円以上	10億円以上	10億円以上	大会社			
20億円未満 ～14億円以上	10億円未満 ～7億円以上	10億円未満 ～7億円以上	中会社の大			
14億円未満 ～7億円以上	7億円未満 ～4億円以上	7億円未満 ～4億円以上		中会社の中		
7億円未満 ～7,000万円以上	4億円未満 ～4,000万円以上	4億円未満 ～5,000万円以上			中会社の小	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満				小会社

4. 改正の内容と影響 ～会社規模の判定～

(2) 改正の内容

会社規模の判定基準について大会社及び中会社の範囲を総じて拡大する。

ただし、「小売・サービス業の会社」と「それ以外の会社」の大会社の総資産価額基準は大きくなる(大会社の範囲縮小)。

詳細は次の通りである。

会社規模は以下の通り判定する。

1. 従業員数が70人以上の会社は全て「大会社」とする。

2. 従業員数が70人未満の会社は、

①取引高基準

②従業員数を加味した総資産基準

のいずれか大きい方とする(以下の表により判定)。

<改正後>

① 取引高基準

取引金額			会社区分
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社	
30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
30億円未満 ～7億円以上	20億円未満 ～5億円以上	15億円未満 ～4億円以上	中会社の大
7億円未満 ～3億5千万円以上	5億円未満 ～2億5千万円以上	4億円未満 ～2億円以上	中会社の中
3億5千万円未満 ～2億円以上	2億5千万円未満 ～6,000万円以上	2億円未満 ～8,000万円以上	中会社の小
2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

② 従業員数を加味した総資産基準

総資産価額			従業員数			
			69人以下	35人以下	20人以下	5人以下
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社	35人超	20人超	5人超	
20億円以上	15億円以上	15億円以上	大会社			
20億円未満 ～4億円以上	15億円未満 ～5億円以上	15億円未満 ～5億円以上	中会社の大			
4億円未満 ～2億円以上	5億円未満 ～2億5千万円以上	5億円未満 ～2億5千万円以上		中会社の中		
2億円未満 ～7,000万円以上	2億5千万円未満 ～4,000万円以上	2億5千万円未満 ～5,000万円以上			中会社の小	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満				小会社

4. 改正の内容と影響 ～会社規模の判定～

(3) 改正の影響

改正前に「中会社」又は「小会社」に該当していた会社が、改正後は「大会社」又は「中会社」に該当する可能性がある。ただし、「小売・サービス業の会社」と「それ以外の会社」の大会社は総資産価額基準により中会社になる可能性がある。

なお、会社規模が大きくなる場合には、次の影響がある。

① 株価計算上、以下の要因により、株価は変動する。

- イ 会社規模が大きくなることにより、類似業種比準価額の折衷割合が増加する。「類似業種比準価額<純資産価額」の場合、株価は概ね下がる。
- ロ ただし、小会社が中会社になった場合又は中会社が大会社になった場合には、類似業種比準価額の計算上、斟酌率(大会社:0.7、中会社:0.6、小会社0.5)が大きくなるため、類似業種比準価額自体は上がる。

② 中会社から大会社になる場合には、「土地保有特定会社」に該当することとなる可能性がある。

小会社から中会社又は大会社になる場合には、「土地保有特定会社」に該当することとなるか否かが変わる可能性がある。

なお、土地保有特定会社は以下の表により判定する。

[会社規模別の土地保有特定会社判定表]

基準 規模	総資産価額(帳簿価額)			総資産に占める土地等の割合 (相続税評価額による)
	卸売業	小売・サービス業	卸売・小売 サービス業以外	
大会社				70%以上
中会社				90%以上
小会社	20億円以上	15億円以上		70%以上
	20億円未満 7,000万円以上	15億円未満 4,000万円以上	15億円未満 5,000万円以上	90%以上
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	適用除外(土地保有特定会社に該当しない)

(4) 適用時期

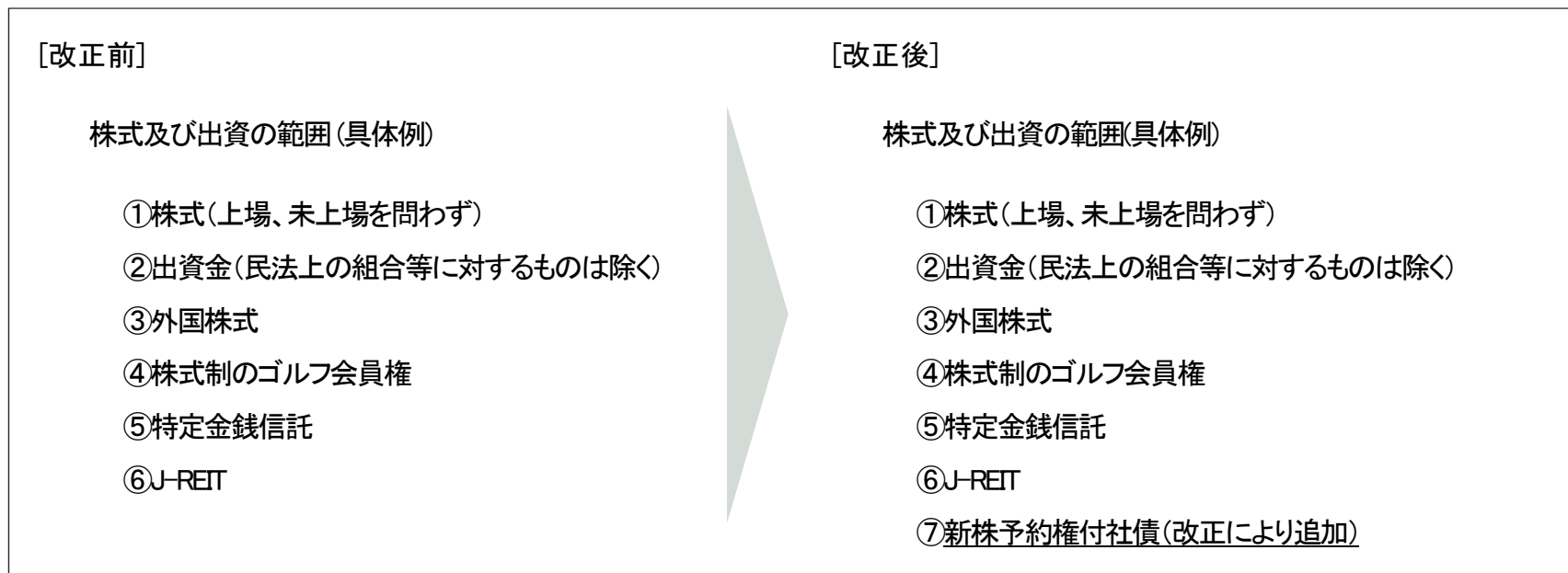
平成29年1月1日以後における相続・遺贈又は贈与により取得した財産の評価において適用する。

5. 改正の内容と影響 ～株式保有特定会社～

株式保有特定会社とは、評価会社の総資産価額に占める「株式及び出資」の価額の合計額の割合が50%以上の会社をいう。

(1) 改正の内容

「株式保有特定会社」の判定の基礎となる「株式及び出資」の範囲に、新株予約権付社債を加える。



(2) 改正の影響

一般的な会社の場合、特に影響はない。

(3) 適用時期

平成30年1月1日以後における相続・遺贈又は贈与により取得した財産の評価において適用する。

6. 純資産価額方式 改正なし

純資産価額方式は評価会社の資産及び負債を相続税評価により評価し、評価会社の正味財産を求めることで株価を計算する方法である。なお今回、純資産価額方式の改正はない。

純資産価額方式の計算方法

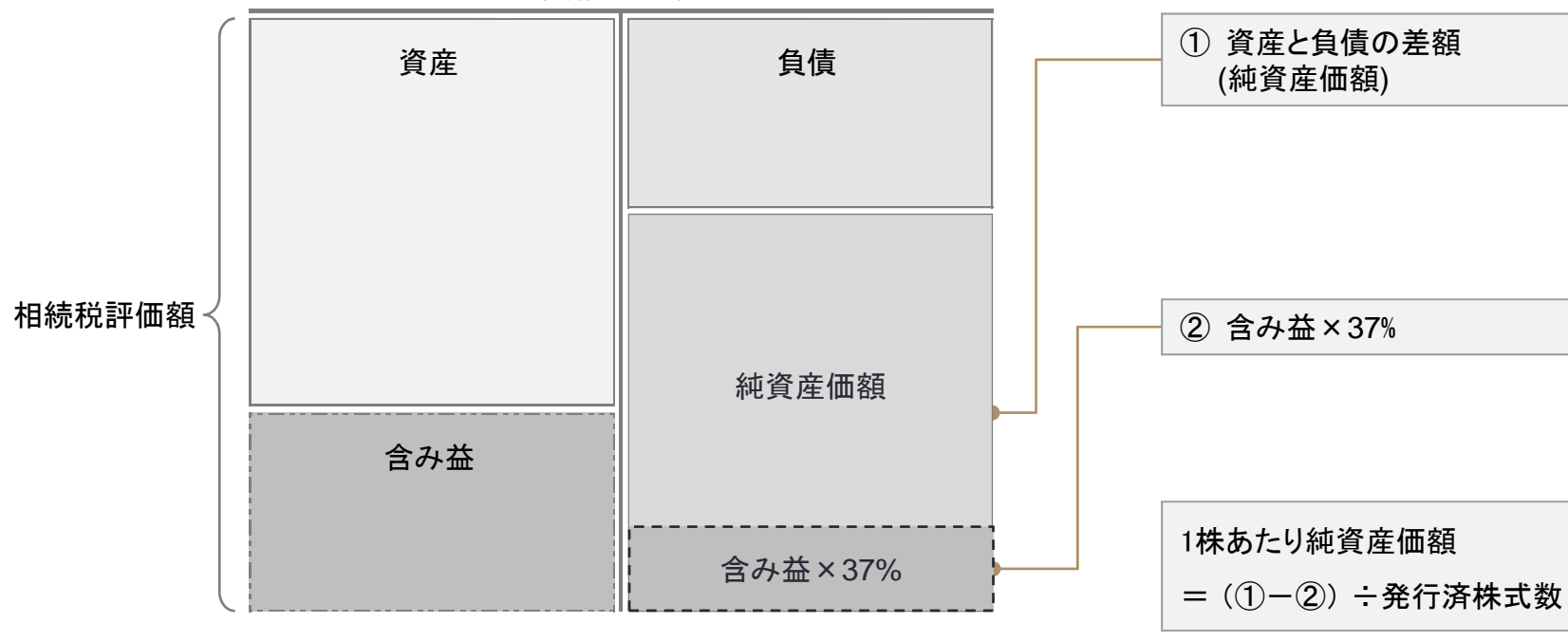
【純資産価額方式 計算式】

$$1株当たりの純資産価額 = \frac{\text{相続税評価額による純資産価額} - \left(\text{相続税評価額による純資産価額} - \text{簿価純資産価額} \right) \times 37\%}{\text{発行済株式総数(自己株式を除く)}}$$

※ 株式の取得者とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価会社の議決権総数の50%以下である場合においては、上記により計算した1株当たりの純資産価額に100分の80を乗じて計算した金額とする。

【計算式のイメージ図】

貸借対照表



7. 改正の内容と影響 ～類似業種比準価額方式～

類似業種比準価額方式は、評価会社と事業内容が類似する上場会社の株価を基礎とし、評価会社の比準要素をその上場会社の比準要素と比準させて株価を計算する方法である。なお、上場会社(類似業種)の株価・比準要素は国税庁から公表される。

(1)改正前

【改正前 類似業種比準価額方式 計算式】

$$\begin{aligned}
 & \text{1株当たり類似業種比準価額} = \text{A 類似業種の株価} \times \left[\frac{\text{B 1株当たり類似業種配当金額} + \text{C 1株当たり類似業種利益金額} + \text{D 1株当たり類似業種簿価純資産価額}}{\text{B 1株当たり類似業種配当金額} + \text{C 1株当たり類似業種利益金額} + \text{D 1株当たり類似業種簿価純資産価額}} \times 3 \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{大会社} \ 0.7 \\ \text{中会社} \ 0.6 \\ \text{小会社} \ 0.5 \end{array} \right] \times \frac{\text{評価会社の1株当たり資本金等の額}}{50\text{円}}
 \end{aligned}$$

※5: 類似業種の比準要素 (B, C, D) の合計

類似業種の株価		類似業種の比準要素		評価会社の比準要素	
A	以下のいずれか低い金額とする ①課税時期の属する月の株価 ②課税時期の属する月の前月の株価 ③課税時期の属する月の前々月の株価 ④課税時期の前年の平均株価	B	課税時期の属する年分の類似業種の1株当たりの配当金額	B	評価会社の直前期末以前2年間の年平均における1株当たりの配当金額
		C	課税時期の属する年分の類似業種の1株当たりの利益金額	C	以下のいずれか低い金額とする ①評価会社の直前期末以前1年間の1株当たりの利益金額 ②評価会社の直前期末以前2年間の年平均における1株当たりの利益金額 (※1) なお①②の計算の結果、金額が負数の場合は0円とする (※2) 利益金額は法人税の計算における課税所得金額を基礎として計算する
		D	課税時期の属する年分の類似業種の1株当たりの簿価純資産価額	D	評価会社の直前期末における1株当たりの簿価純資産価額 (※3) 法人税の計算における資本金等の額及び利益積立金額の合計額とする

(※4) B、C、Dの1株当たりの各金額は、評価会社の1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数を基礎として計算する
(※5) A、B、C、Dは国税庁が公表する「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について」より引用する

7. 改正の内容と影響 ～類似業種比準価額方式～

(3) 医療法人における類似業種比準価額方式(参考)

医療法人の出資持分の類似業種比準価額方式の計算式は以下の通りである。

なお、医療法人は医療法において配当が禁止されているため、類似業種比準価額方式の比準要素(配当金額・利益金額・簿価純資産価額)から配当金額が除外されている。

①改正前

【改正前 医療法人における類似業種比準価額方式 計算式】

$$\begin{aligned}
 & \text{1株当たり類似業種比準価額} = \text{A 類似業種の株価} \times \left[\frac{\text{B 1株当たり類似業種利益金額} + \text{C 1株当たり類似業種簿価純資産価額}}{\text{D 1株当たり評価会社利益金額} + \text{1株当たり評価会社簿価純資産価額}} \right] \times \begin{matrix} \text{斟酌率} \\ \text{大会社 0.7} \\ \text{中会社 0.6} \\ \text{小会社 0.5} \end{matrix} \times \frac{\text{評価会社の1株当たり資本金等の額}}{50\text{円}}
 \end{aligned}$$

類似業種の株価		類似業種の比準要素		評価会社の比準要素	
A	以下のいずれか低い金額とする ①課税時期の属する月の株価 ②課税時期の属する月の前月の株価 ③課税時期の属する月の前々月の株価 ④課税時期の前年の平均株価	B	課税時期の属する年分の類似業種の1株当たりの利益金額	①	①評価会社の直前期末以前1年間の1株当たりの利益金額 ②評価会社の直前期末以前2年間の年平均における1株当たりの利益金額 (※1) なお①②の計算の結果、金額が負数の場合は0円とする (※2) 利益金額は法人税の計算における課税所得金額を基礎として計算する
		C	課税時期の属する年分の類似業種の1株当たりの簿価純資産価額	③	評価会社の直前期末における1株当たりの簿価純資産価額 (※3) 法人税の計算における資本金等の額及び利益積立金額の合計額とする

(※4) ②、③の1株当たりの各金額は、評価会社の1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数を基礎として計算する

(※5) A、B、Cは国税庁が公表する「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について」の「その他の産業」より引用する

7. 改正の内容と影響 ～類似業種比準価額方式～

(4) 改正の影響 ～類似業種の株価(「課税時期の属する月以前2年間の平均株価」の追加)～

改正後は類似業種の株価について「課税時期の属する月以前2年間の平均株価」が採用できることとなるが、本改正によりメリットが生じるのは、類似業種の上場会社の株価が継続して上昇しているときである。

したがって、上場会社の株価が継続して上昇傾向にある業種の会社については、「課税時期の属する月以前2年間の平均株価」を採用することにより、上場会社の株価の上昇による類似業種比準価額への影響が緩和されることになる。

なお、「課税時期の属する月以前2年間の平均株価」についても、国税庁が公表する「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について」より引用する。

【参考 業種ごとの株価推移】

業種(大分類)	平成27年平均株価	平成28年平均株価
建設業	215	214
製造業	269	251
電気・ガス・熱供給・水道業	403	365
情報通信業	476	482
運輸業、郵便業	251	233
卸売業	224	217
小売業	369	379
金融業、保険業	197	156
不動産業、物品賃貸業	300	285
専門・技術サービス業	441	523
宿泊業、飲食サービス業	323	312
生活関連サービス業、娯楽業	443	468
教育、学習支援業	240	256
医療、福祉	277	268
サービス業(他に分類されないもの)	449	474
その他の産業	298	292

(※) 平成28年平均株価は、国税庁から公表されている平成28年1月～12月の業種ごとの株価を、単純平均しているものである。

【補足】

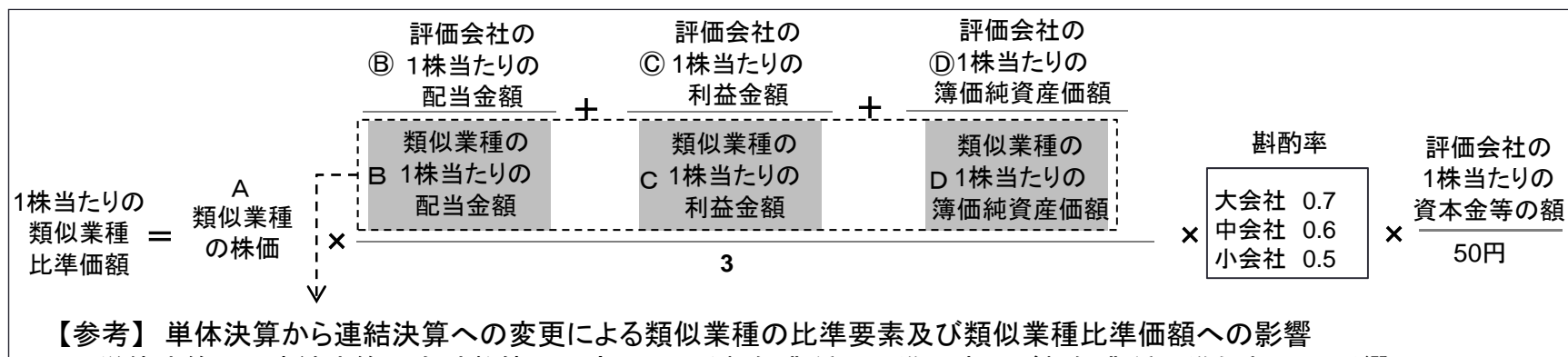
類似業種の株価の基礎となる標本会社(上場会社)は、毎年見直されている。そのため、平成29年に国税庁から公表される平成28年平均株価は上表とは異なる。

特に平成29年に公表される類似業種の株価の基礎となる標本会社は、「類似業種の比準要素の変更(単体決算から連結決算への変更)」の改正に伴い、大きく見直される可能性がある。なお、純粋持株会社(ホールディングス)の多くは改正前は「その他の産業」に分類されていたが、今般の改正により「その他の産業」にあった純粋持株会社の業種分類の変更も考えられる。これらにより、各業種の株価が大きく変わる可能性がある。

7. 改正の内容と影響 ～類似業種比準価額方式～

(5) 改正の影響 ～類似業種の比準要素の変更(単体決算から連結決算への変更)～

国税庁から公表されている類似業種の1株当たりの配当金額・利益金額・簿価純資産価額について、上場会社の単体決算を基礎とした金額から連結決算による会計数値を基礎とした金額となる。その結果、一般的にはこれらの金額は大きくなるものと考えられ、その場合には類似業種比準価額は下がる。



【参考】 単体決算から連結決算への変更による類似業種の比準要素及び類似業種比準価額への影響

単体決算から連結決算の会計数値への変更による類似業種の比準要素及び類似業種比準価額への影響は以下のようになるものと考えられる。

類似業種の比準要素	影響
配当金額	子会社が親会社に支払う配当については、連結財務諸表上は相殺されるため、改正前と比べて大きな影響はないものと考えられる。
利益金額	改正前は上場会社単体の「課税所得金額(税務上の利益)」が用いられていたが、改正後は「課税所得金額(税務上の利益)」により近いものという観点から上場会社の連結損益計算書の「税引前当期純利益(会計上の利益)」が用いられる。連結各社が黒字であるならば、連結親会社の「課税所得金額(税務上の利益)」よりも連結損益計算書における「税引前当期純利益(会計上の利益)」の方が大きくなるため、一般的には類似業種の利益は大きくなると考えられ、類似業種比準価額は下がる。一方で、税務上の利益は、会計上の利益に一定の税務調整の金額を加減算して求めるが、一般的には減算より加算をする項目の方が多いため、類似業種の利益は小さくなるのではないかと、いう考えもあり、その場合には類似業種比準価額は上がる。
簿価純資産価額	改正前は上場会社単体の「資本金等の額と利益積立金額の合計額(税務上の簿価純資産価額)」が用いられていたが、改正後は「資本金等の額と利益積立金額の合計額(税務上の簿価純資産価額)」により近いものという観点から、上場会社の連結貸借対照表の「純資産の部」の金額(会計上の簿価純資産価額)が用いられる。連結子会社が継続して利益を計上している場合、その積み上げた利益は連結親会社における税務上の簿価純資産価額に反映されてこないが、連結貸借対照表における会計上の簿価純資産価額にその積み上げた利益が反映されてくることになるため、一般的には類似業種の簿価純資産価額は上がるものと考えられ、その場合には類似業種比準価額は下がる。

7. 改正の内容と影響 ～類似業種比準価額方式～

(6)改正の影響 ～比準割合の比重変更(1:3:1⇒1:1:1への変更)～

類似業種比準価額に占める利益金額の割合が減少し、配当金額、簿価純資産価額の割合が増加する。

改正前 1:3:1 (20%:60%:20%) ⇒ 改正後 1:1:1 (33%:33%:33%)

①簿価純資産価額に比して利益が大きい会社の場合

- 改正前と比較して改正後は類似業種比準価額が下がる。
(ただし、配当金額が大きい会社の場合、改正後は類似業種比準価額が上がる可能性がある。)
- 改正後は利益が下がったとしても改正前ほど類似業種比準価額は下がらない。

ケース①[評価会社の前提]		発行済株式数		200,000株	
	総額	単価			
配当金額	2百万円	10円/株	資本金等の額		10百万円
利益金額	50百万円	250円/株	会社規模	大会社	
簿価純資産価額	450百万円	2,250円/株	類似業種	その他の産業	
			類似業種の株価	平成27年平均株価を採用	

[類似業種比準価額の計算]					
改正前			改正後		
イ 利益が50百万円(250円/株)の場合			ハ 利益が50百万円(250円/株)の場合		
類似業種	配当金額	利益金額	簿価純資産価額	類似業種	配当金額
株価	10	250	2,250	株価	10
	3.8	21	207		3.8
	+ $\frac{250}{21} \times 3$			+ $\frac{250}{21} + \frac{2,250}{207}$	
	× $\frac{2,250}{207}$		斟酌率	× $\frac{2,250}{207}$	
	× 0.7			× 0.7	
	= 298円 × (9.83) × 0.7 = 2,050円/株			= 298円 × (8.46) × 0.7 = 1,764円/株	
	(類似業種比準価額総額) 410百万円			(類似業種比準価額総額) 353百万円	
ロ 利益が0円になった場合			ニ 利益が0円になった場合		
類似業種	配当金額	利益金額	簿価純資産価額	類似業種	配当金額
株価	10	0	2,250	株価	10
	3.8	21	207		3.8
	+ $\frac{0}{21} \times 3$			+ $\frac{0}{21} + \frac{2,250}{207}$	
	× $\frac{2,250}{207}$		斟酌率	× $\frac{2,250}{207}$	
	× 0.7			× 0.7	
	= 298円 × (2.69) × 0.7 = 561円/株			= 298円 × (4.49) × 0.7 = 936円/株	
	(類似業種比準価額総額) 112百万円			(類似業種比準価額総額) 187百万円	

7. 改正の内容と影響 ～類似業種比準価額方式～

(6) 改正の影響 ～比準割合の比重変更(1:3:1⇒1:1:1への変更)～

②簿価純資産価額に比して利益が小さい会社の場合

- 改正前と比較して改正後は類似業種比準価額が上がる。
- 改正後は利益が下がったとしても改正前ほど類似業種比準価額は下がらない。

ケース②[評価会社の前提]			
	総額	単価	
配当金額	2百万円	10円/株	発行済株式数 200,000株
利益金額	50百万円	250円/株	資本金等の額 10百万円
簿価純資産価額	2,000百万円	10,000円/株	会社規模 大会社
			類似業種 その他の産業
			類似業種の株価 平成27年平均株価を採用

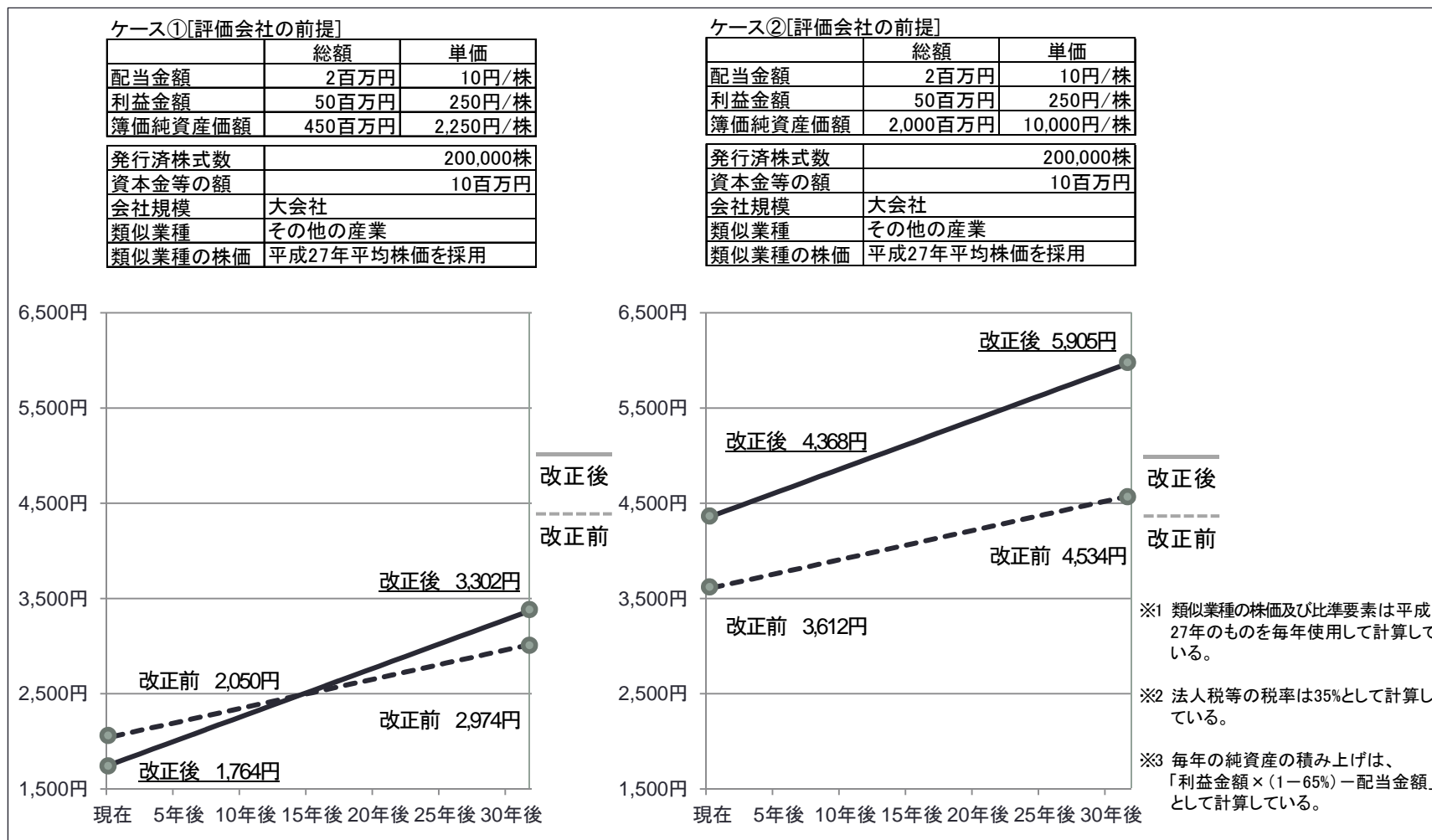
[類似業種比準価額の計算]	
改正前	改正後
イ 利益が50百万円(250円/株)の場合	ハ 利益が50百万円(250円/株)の場合
$\begin{aligned} & \text{類似業種} \quad \frac{\text{配当金額}}{\text{株価}} + \frac{\text{利益金額}}{\text{単価}} \times 3 + \frac{\text{簿価純資産価額}}{\text{単価}} \\ & \text{株価} \quad \frac{10}{3.8} + \frac{250}{21} \times 3 + \frac{10,000}{207} \quad \text{斟酌率} \\ & 298円 \times \frac{\quad}{5} \times 0.7 \\ & = 298円 \times (17.32) \times 0.7 = 3,612円/株 \\ & \text{(類似業種比準価額総額)} \quad 722百万円 \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \text{類似業種} \quad \frac{\text{配当金額}}{\text{株価}} + \frac{\text{利益金額}}{\text{単価}} + \frac{\text{簿価純資産価額}}{\text{単価}} \\ & \text{株価} \quad \frac{10}{3.8} + \frac{250}{21} + \frac{10,000}{207} \quad \text{斟酌率} \\ & 298円 \times \frac{\quad}{3} \times 0.7 \\ & = 298円 \times (20.94) \times 0.7 = 4,368円/株 \\ & \text{(類似業種比準価額総額)} \quad 874百万円 \end{aligned}$
ロ 利益が0円になった場合	ニ 利益が0円になった場合
$\begin{aligned} & \text{類似業種} \quad \frac{\text{配当金額}}{\text{株価}} + \frac{\text{利益金額}}{\text{単価}} \times 3 + \frac{\text{簿価純資産価額}}{\text{単価}} \\ & \text{株価} \quad \frac{10}{3.8} + \frac{0}{21} \times 3 + \frac{10,000}{207} \quad \text{斟酌率} \\ & 298円 \times \frac{\quad}{5} \times 0.7 \\ & = 298円 \times (10.18) \times 0.7 = 2,123円/株 \\ & \text{(類似業種比準価額総額)} \quad 425百万円 \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \text{類似業種} \quad \frac{\text{配当金額}}{\text{株価}} + \frac{\text{利益金額}}{\text{単価}} + \frac{\text{簿価純資産価額}}{\text{単価}} \\ & \text{株価} \quad \frac{10}{3.8} + \frac{0}{21} + \frac{10,000}{207} \quad \text{斟酌率} \\ & 298円 \times \frac{\quad}{3} \times 0.7 \\ & = 298円 \times (16.97) \times 0.7 = 3,539円/株 \\ & \text{(類似業種比準価額総額)} \quad 708百万円 \end{aligned}$

7. 改正の内容と影響 ～類似業種比準価額方式～

(6) 改正の影響 ～比準割合の比重変更(1:3:1⇒1:1:1への変更)～

③ 毎年の利益計上が類似業種比準価額に与える影響

➤ 改正後は、毎年の純資産の積み上げによる類似業種比準価額の上昇速度が速くなる。



8. 改正の影響のまとめ

(1) 改正前後の株価の比較(比準割合の比重変更、会社規模の判定基準の変更)

「類似業種比準価額<純資産価額」であり、かつ、配当金額が小さい場合、一般的には次のような影響があると考えられる。

➤比準割合の比重変更(1:3:1⇒1:1:1)による影響

- 会社規模に拘わらず、純資産に比して利益が小さい会社(ROEが低い会社)は改正後は株価が上がる。
- 一方で、純資産に比して利益が大きい会社(ROEが高い会社)は改正後は株価が下がる。

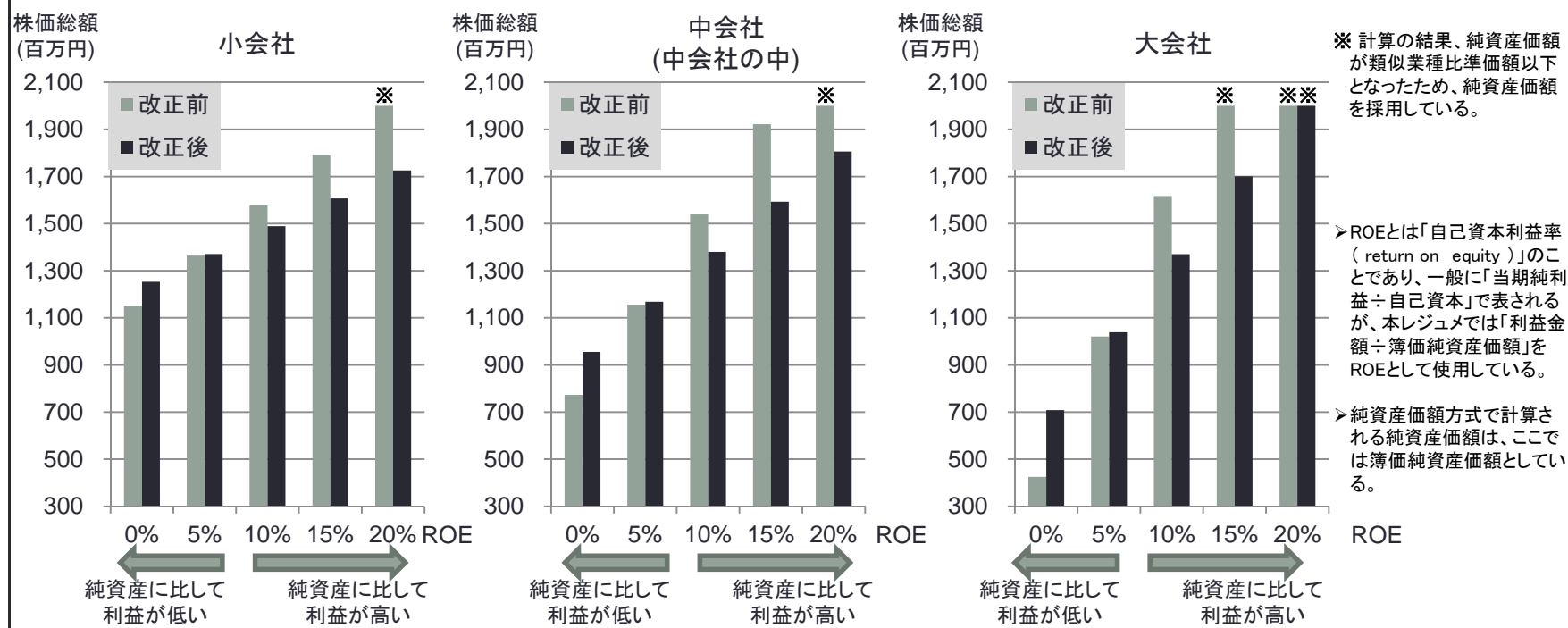
➤会社規模の改正による影響

会社規模が大きくなる場合には、株価は概ね下がる。

株価計算の基礎となる評価会社として以下の前提を置いた場合、純資産に対する利益の割合と会社規模に応じた株価は下図のようになる。

[評価会社の前提]

	総額	単価
配当金額	2百万円	10円/株
簿価純資産価額	2,000百万円	10,000円/株
発行済株式数	200,000株	
資本金等の額	10百万円	
会社規模	大会社	
類似業種	その他の産業	
類似業種の株価	平成27年平均株価を採用	



8. 改正の影響のまとめ

(2) 改正が株価に与える影響

(再掲)

改正内容		影響
会社規模の判定基準 (大会社及び中会社の範囲拡大)		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社規模が大きくなる場合、株価は概ね下がる(類似業種比準価額<純資産価額の場合) ➢ 中会社から大会社になる場合には、「土地保有特定会社」に該当することになる可能性がある ➢ 小会社から中会社又は大会社になる場合には、「土地保有特定会社」に該当するか否かが変わる可能性がある
株式保有特定会社の判定基礎 (株式及び出資の範囲拡大)		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般的な会社の場合、特に影響はない
類似業種 比準価額	類似業種の株価※ (「課税時期の属する月以前2年間の平均株価」を追加)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 上場会社の株価が継続して上昇傾向にある業種の会社については、上場会社の株価の上昇による類似業種比準価額への影響を緩和させることが出来る
	類似業種の比準要素の変更※ (単体決算⇒連結決算への変更)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般的には単体決算を反映した類似業種の比準要素よりも連結決算を反映した類似業種の比準要素の方が大きいと考えられ、その場合には類似業種比準価額は概ね下がる
	比準割合の比重変更 (1:3:1⇒1:1:1への変更)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 簿価純資産価額に比して利益が大きい会社は類似業種比準価額が下がる ➢ 簿価純資産価額に比して利益が小さい会社は類似業種比準価額が上がる ➢ 配当金額が大きい会社の場合、類似業種比準価額が上がる ➢ 毎年の純資産の積み上げによる類似業種比準価額の上昇速度が速くなる
—		<p>【子会社等がある会社の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 改正により子会社等の株価も変動するため、親会社の株式保有割合が変わり、「株式保有特定会社」に該当するか否かが変わる可能性がある ➢ 子会社等における毎年の純資産の積み上げによる子会社等の類似業種比準価額の上昇速度が速くなる

※平成29年に公表される類似業種の株価の基礎となる標本会社(上場会社)は「類似業種の比準要素の変更(単体決算から連結決算への変更)」の改正に伴い大きく見直される可能性があるため、改正による類似業種比準価額への影響を見極めるためには、改正後の類似業種の株価等により検証する必要がある。

8. 改正の影響のまとめ

(3) 改正が事業承継計画に与える影響

今般の改正により現在の株価及び将来の想定株価が変動する。これにより事業承継計画全体(物的承継)へ影響がある。

[事業承継計画への影響]

事業承継計画	影響
株式承継時期	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 改正後は毎年の純資産の積み上げによる類似業種比準価額の上昇速度が速くなるため、5年後、10年後などに株式の承継を計画している場合、想定よりも高い株価になる可能性がある ➢ 子会社等の利益計画によっては、将来において評価会社が株式保有特定会社に該当する可能性がある
株式承継方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 将来の想定株価や全体の財産額が変わるため、毎年贈与を行っている場合は毎年の贈与金額の見直しが必要となる ➢ 資産管理会社に自社株式を譲渡することなどを検討している場合、その譲渡株価の計算にも改正の影響がある(所得税法基本通達59-6、法人税法基本通達9-1-14に定める評価方式、いわゆる所得税時価・法人税時価にも改正の影響がある)
納税資金	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 今般の改正により現在の株価及び想定株価が高くなった場合、必要な納税資金の金額が増加する
遺産分割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在の株価及び将来の想定株価が変動した結果、相続人間の公平性から遺産分割の見直しが必要となる